

## 県民体育館の体育館を利用する際の利用料金の減免について

### 1. 減免要件

次のいずれかに該当する者(①から⑤までに該当する者がそれ以外の者とともに利用する場合にあっては、該当する者の人数が利用する者の人数の2分の1以上であるときに限る。)

- ① 身体障害者手帳を所持する者
- ② 療育手帳を所持する者
- ③ 精神障害者保健福祉手帳を所持する者
- ④ 戦傷病者手帳を所持する者
- ⑤ 被爆者健康手帳を所持する者
- ⑥ ①から⑤までに掲げる者を直接介護又は介助するために必要な者

### 2. 減免内容

施設利用料金(主競技場、補助競技場)を免除

ただし、大・小会議室、付属設備利用料金は免除しない。

### 3. その他

- ① 減免を希望する個人及び団体は、「利用料金減額(免除)承認申請書」を希望日の2週間以上前には提出すること。
- ② 利用者の個人及び団体においては、手続きの際に手帳の確認を行う。

### 【問合せ先】

高知県立県民体育館

TEL(088)831-1166

FAX(088)831-1218

781-8010 高知市栈橋通2丁目1番53号